

コマーシャル放映請求仮処分命令申請書

当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

コマーシャル放映請求仮処分命令申請事件

申請の趣旨

債務者は、別紙三記載の年月日に、それぞれ一五秒間、テレビ画面に別紙一のテロップを写し、別紙二記載のアナウンスをするという内容の債権者のスポットコマーシャルを放映せよとの裁判を求める。

申請の理由

一、（当事者）

債権者は、いのち、心、暮らしを守ることを営業理念とし、自然食品の販売等を業とする有限会社であり、債務者は、一般放送事業等を業とする株式会社である。「疎甲第一、二号証（商業登記簿謄本）」

二、（被保全権利）

1、債権者と債務者の間では、広告代理店の株式会社KSBウオーク（以下「KSBウオーク」という）を通じて、平成元年六月末、以下のとおりの契約（以下本契約という）が成立した。

① 債権者は、債権者が作成した内容のスポットコマーシャル（一本、一五秒）を毎月、六本放映する。

② 債権者は、債務者に対し、放映の対価として毎月五万円を支払う。

③ スポットコマーシャルの内容を変更する時は債権者から債務者に申し入れる。

2、右契約に従い、債務者は、平成元年七月から債権者の作成したスポットコマーシャルを月六本放映し、債権者はその対価として、毎月五万円を、KSBウオークを通じて、債務者に支払ってきた。

3、平成二年五月末頃、債権者は、KSBウオークを通じてコマーシャル内容を、別紙一及び二（申請の趣旨記載）のとおりに変更するように債務者に申入れ、遅くとも同年六月二〇日までには、債権者と債務者との間では、前記内容のコマーシャル（以下「本件コマーシャル」という）を放映する事で合意した。

4、右合意に基づき、本件コマーシャルは、同年六月二一日、二二日に、債務者により、放映された。（疎甲第三号証）

5、同年五月末には、同年七月、八月、九月の放映日として、左記の日が、合意されている。（疎甲第四号証）

平成二年七月五日、六日、一二日、一三日、二〇日、二六日、

同年八月二日、九日、一六日、一七日、二一日、二四日、

同年九月六日、一三日、一四日、二〇日、二一日、二八日、

6、しかるに、債務者は、本件契約に基づき、本件コマーシャルを放映する債務があるにもかかわらず、一方的に七月五日、六日、一二日の放映を中止し、今後放映しないと債権者に通告してきたものである。

7、よって、債権者らは、本件契約に基づき、本件コマーシャルを今後の放映約定日である前記年月日に放映を求める権利を有する。

つづく